

令和3年社会生活基本調査に関する研究会（第2回） 議事概要

- 1 日 時 令和2年8月12日（水） 14:00～16:00
- 2 場 所 総務省統計局6階特別会議室（WEB開催）
- 3 出席者（構成員） 玄 田 有 史 東京大学教授[座長]
石 田 賢 示 東京大学准教授
勝 浦 正 樹 名城大学教授
黒 田 祥 子 早稲田大学教授
鈴 木 奈穂美 専修大学教授
間 船 芳 秋 東京都総務局統計部人口統計課長※
（※間船課長はWEBではなく統計局6階特別会議室から御参加）
（統計局）井上統計調査部長、佐藤調査企画課長、田村労働力人口統計室長、
越労働力人口統計室調査官、須藤課長補佐（社会生活基本調査担当）、
前原課長補佐（研究分析担当）、大八木企画指導第三係長、
北原審査発表第三係長

4 議 事

- (1) 令和3年社会生活基本調査の調査事項及び調査票について
- (2) 令和3年社会生活基本調査 調査事項の変更等に伴う集計の見直しについて
- (3) 令和3年社会生活基本調査実施計画（案）について

5 議事要旨

- 配布資料に基づき事務局から説明を行い、その後、意見交換が行われた。委員等からの主な意見は以下のとおり。

(1) 令和3年社会生活基本調査の調査事項及び調査票について

【慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度】

- ・ 慢性的な健康問題について「最も当てはまるもの」にマークするとして、複数の健康問題を抱える人の場合、最も重篤な健康問題について回答するのか、期間の長い健康問題について回答するのかが分からないため、『調査票の記入のしかた』などで説明があると良いと思う。
⇒ 本調査事項は、調査対象者において最も日常生活に支障がある健康問題を主観的に判断して回答いただくものであり、その点に分かるよう『調査票の記入のしかた』に明記するなど検討したい。
- ・ 「EU 統一生活時間調査（HETUS）2018 ガイドライン」における用語の定義によると、「日常生活に非常に支障がある」及び「日常生活にある程度支障がある」の定義には、6か月以上支障が継続していることも含まれている。これらの定義によると、6か月以上継続していない人は「非常に支障がある」又は「ある程度支障がある」を選択できず、選択肢「継続していない」も選択できないように思う。調査項目との関係で、6か月以上継続しているとの定義付けが必要なのか検討した方が良いと思う。
⇒ 「EU 統一生活時間調査（HETUS）2018 ガイドライン」に記載の内容は、集計上の意味合いが含まれており、お示しした調査事項案の立て付けと整合性がとれていないため、その点を事務局において整理した上で、調査対象者が混乱しないような定義を『調査票の記入のしかた』等で記載したい。
- ・ 「EU 統一生活時間調査（HETUS）2018 ガイドライン」における用語の定義によると、「支障」と「6か月」は結びついているように思う。そのため、6か月継続することが前提として読めることから重篤な病気でも6か月過ぎていない場合は支障がないということになる。支障とは「期間」で判断するのか、それとも「深刻さ」で判断するのか。
⇒ 「期間」と「深刻さ」のいずれも満たした場合に「支障がある」ということとなるが、調査対象者への分かりやすさを考慮して、まず支障の有無を聞き、その上でその支障が6か月以上継続しているかを聞いている。併せて、6か月以上継続していないことも聞いているの

で、すべての情報が手に入る形になっている。それを以て国際的な比較もできると考えているところ。

【ふだん介護を受けていますか】

- ・ 選択肢を「自宅」と「自宅外」で分けることで、調査対象者にとって回答しやすくなったと思う。ただ、調査結果を利用する観点から、親族から介護を受ける場合と外部の介護サービスを受ける場合の違いを知りたいと考える人もいると思うので、そういった観点での工夫も必要だと思う。なお、調査結果は継続性も重要であるため、急に変更することは困難だとも思う。次回以降での検討課題としていただきたい。
- ⇒ 社会生活基本調査は、生活時間の使い方に対する影響を調査するという観点から、従来から「自宅内」と「自宅外」で分けてきたところ。令和3年調査においては、引き続きこの定義により計画を進めていきたいと考えているが、御意見については今後の参考とさせていただきたい。

【スマートフォン・パソコンなどの使用について】

- ・ 今の段階ではスマートフォンとパソコンを分けなくても良いと考える。社会生活基本調査では「場所」や「一緒にいる人」についても把握しているので、分けなくてもこれらの情報からある程度推測することができると思う。また、スマートフォンとパソコンを同時に使用する状況もあることから、分けない方が記入者負担も少ないと思う。
- ・ 例えば、スマートフォン依存症のような特定の機器に限定した事項が生活時間の分析から分かるということであるならスマートフォンとパソコンを分けた方が良く、そういった分析の方向性が見いだせないのであれば、前回は踏襲して1つの調査事項とするべきとも思う。
- ・ 記入者負担を考慮して、無理にスマートフォンとパソコンを分けない方が良く思う。分析から何が分かるのかイメージができない。スマートフォン依存症が分かるということは納得するが、これは、スマートフォンに限らず、タブレットやパソコンにより、インターネットに依存するということであって、広義に考えれば、機器に関わらずインターネットに依存する人を把握した方が良く思う。「ながら行動」を考えても、最近では、どこにいても様々な機器で「ながら行動」ができることから、スマートフォンだけに限定する話ではないと思う。
- ・ 統計ユーザから見ると、分けていても分けたものを一本化した集計があれば、理論的には同じ結論が得られるため、それであれば分けておいた方が、より多くの情報が得られるということだと思う。しかしながら、スマートフォンとパソコンを同時に使用するケースがあることに加え、記入者負担を考慮すると、ここはあえてスマートフォンとパソコンを分けない方が良く思う。
- ・ 記入者負担の軽減、審査する調査員の事務負担軽減を考慮し、スマートフォンとパソコンを分けない方が良く思う。
- ・ 国家的に目指す方向性として、パソコンからスマートフォンへシフトするということがあるのであれば分ける意味はあると思うが、おそらく現状としてそのような方向性はないと思う。例えば、10月の国勢調査でも、目指す方向としてはスマートフォンでもパソコンでもどちらでもオンライン回答できるよう両方を区別しておらず、国民の状況に応じて利用しやすい方を積極的に利用していただくということであれば、今、スマートフォンとパソコンを分けて分析し、それぞれがどの程度関わっているかを見る段階ではないと思う。

【学習・自己啓発・訓練】

- ・ 選択肢「通信教育」と「学級・講座・教室」について、今後、大学や民間会社でもオンラインでの講座を提供することが相当広がっていくと思うが、その場合、どちらを選択すれば良いか迷うと思う。「通信教育」について、具体的な定義はあるのか。
- ⇒ 「通信教育」の定義はあるが『調査票の記入のしかた』には記載されておらず、調査員用の『調査の手引』に記載されているところ。調査対象者が回答に迷わぬよう、定義を『調査

票の記入のしかた』に記載することを検討したい。

【スポーツ、趣味・娯楽】

- ・ 「ポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」を変更しないことは良いと思う。「スマートフォン・家庭用ゲーム機などによるゲーム」も種目名としては良いと思うが、スマートフォンと家庭用ゲーム機の順序について何か分析されたのか。
⇒ 「ファミ通ゲーム白書（2018）」によると、ゲーム人口の中で最も多いのがアプリゲームユーザーで3,656万人、次いで家庭用ゲーム機ユーザーが2,358万人となっているところ。ユーザーの多さにより順序を判断した。

【この日は次のいずれの日でしたか】

- ・ 平成28年調査時までの選択肢「その他」には、例えば通常の通勤や通学が含まれることが『調査票の記入のしかた』等に記載されていたのか。されていないとすると、記載しておいた方が、調査対象者が迷わずにすむと思う。
⇒ 『調査票の記入のしかた』には記載されていなかったため、記載することを検討する。
- ・ 学生がオンラインで授業を受ける場合は、「テレワーク」の「それ以外」に回答することになるのか。
⇒ テレワークは、仕事をしていることを前提と考えているため、学生がオンラインで授業を受けた場合は、「いずれにも当てはまらない」に回答することになる。
- ・ そうであれば、「いずれにも当てはまらない」には、通学のほか、オンラインで授業を受けた場合などが含まれることも記載すると良いと思う。

(2) 令和3年社会生活基本調査 調査事項の変更等に伴う集計の見直しについて

【慢性的な健康問題や介護の状況が生活行動、生活時間に与えている影響の分析に資する集計の見直し】

- ・ 健康状態と収入をクロスすることができれば、同程度の収入でも健康状態でどう違うのか把握できると思う。また、都道府県別集計について、介護の3区分に「自宅」と「自宅外」があれば、地域ごとの違いが明確になると思われるので、サンプル数の問題がクリアできるのであれば検討いただきたい。
- ・ 都道府県別集計について、介護の3区分に「自宅」と「自宅外」を追加いただくことは、昨今、福祉系の政策について地方公共団体にそれなりの権限が降りてきており、長期計画も独自で立てられている中で、都道府県や市町村がそれぞれ把握することは難しいと思うので、社会生活基本調査を利用できることは非常に有益である。せめて都道府県あるいは地域とか都市規模別の集計といったところでもう少し細かい区分を入れていただけると長期計画の基礎資料になり得ると思う。

【「この日の行動の種類」における働き方に着目した集計の見直し】

- ・ 今後、シェアオフィスなど、事業所外の仕事が増えることが予測されるため、集計表に「テレワーク（それ以外）」を追加した方が良い。
- ・ 「テレワーク（それ以外）」を追加することに加え、「通常の仕事」といった分類事項も追加いただきたい。そうすることで、テレワークと通常の仕事と比較しながら分析ができると思う。
- ・ 「仕事のある日」の定義について、「生活時間」に「仕事」の回答があることを条件とすることは如何かと思う。ワーケーションということもあり、仕事の日ではないが15分だけ仕事のメール対応を行うといったこともある。この場合、それを「仕事のある日」と決めてしまっても良いのか。
- ・ 何を持って仕事の日とするかについて、雇われて働いている人は、勤務時間がある程度裁量労働を含めて規定できると思うが、雇われていない就業の場合は非常に判断が難しい。ワーケ

ーションの問題もそうで、雇用されている人に限るといのは1つのアプローチだと思うが、テレワークがもたらす社会への影響を踏まえると、雇用されていない人に対して、テレワークという働き方がどのように生活に影響を及ぼすかということも論点になると思う。

⇒ 平成28年調査時は選択肢が「在宅勤務」となっており、これは最近増えているテレワークでイメージされるものではなく、勤務先がテレワーク環境を整えているかどうかにかかわらず雇用されている人が職場への出勤を免除されて在宅で仕事をしたものであるところ。今回の選択肢「テレワーク（在宅勤務）」には、前回調査で「在宅勤務」として把握されていたものを含める形に整理しないと時系列上問題が生じるほか、最近のテレワークはどこまで勤務環境を整えばテレワークになるのかの判断が難しく、突き詰めるとどこからがテレワークなのかといった判断が調査対象者において認識しづらいことも考えられる。

そのため、本調査事項での「テレワーク（在宅勤務）」は、平成28年調査での「在宅勤務」を含めた広義での意味とせざるを得ないかと考えている。そうした場合、「テレワーク（在宅勤務）」の定義は、厳密な意味で一般的なテレワークの定義と多少ずれると考えられ、これについては「テレワーク（在宅勤務）」の定義を明確にすることで対応したいと考えている。なお、これと「テレワーク（それ以外）」を合わせた「テレワーク」全体の集計結果については、同様に、世間の認識でイメージされるテレワークと多少ずれてしまう可能性があり、一方で、テレワークの実施状況については他調査もあるので、今回ここまでの集計をする必要があるのか疑問があるところ。

選択肢「テレワーク（それ以外）」は、「テレワーク（在宅勤務）」から生活時間の使い方が異なると考えられるサテライトオフィスでの勤務やモバイルワーク（一般にテレワークの一部とされている）を明確に除外するために設けたものであり、したがって、「テレワーク（在宅勤務）」の結果数値の確認を行うためのものと考え、「テレワーク（それ以外）」の集計については将来の検討課題としたいと考えたところである。

なお、「仕事のある日」については、いただいた御意見を踏まえ引き続き検討する。

(3) 令和3年社会生活基本調査実施計画（案）について

- ・ 原案どおり了承

以上